

第6部 震災復興へのあゆみ

第1章 溝口町災害対策本部設置

第2章 総合支援センター等の立ち上げ

第3章 溝口町の税など減免の取扱

第4章 震災復興支援事業

第5章 溝口町議会の対応状況

第6章 震災復興事業費一覧表

第1章 溝口町災害対策本部設置

(平成12年10月6日)

地震発生直後の10月6日午後1時35分、溝口町職員駐車場に災害対策本部を設置して、被害状況の確認等に防災計画のマニュアルに従い行動を開始した。

その後対策本部は、溝口町中央公民館に移動する。



▲溝口町災害対策本部（職員駐車場）
(平成12年10月6日午後2時20分)



▲第1回 溝口町災害対策本部本会議
(平成12年10月6日午後6時30分)

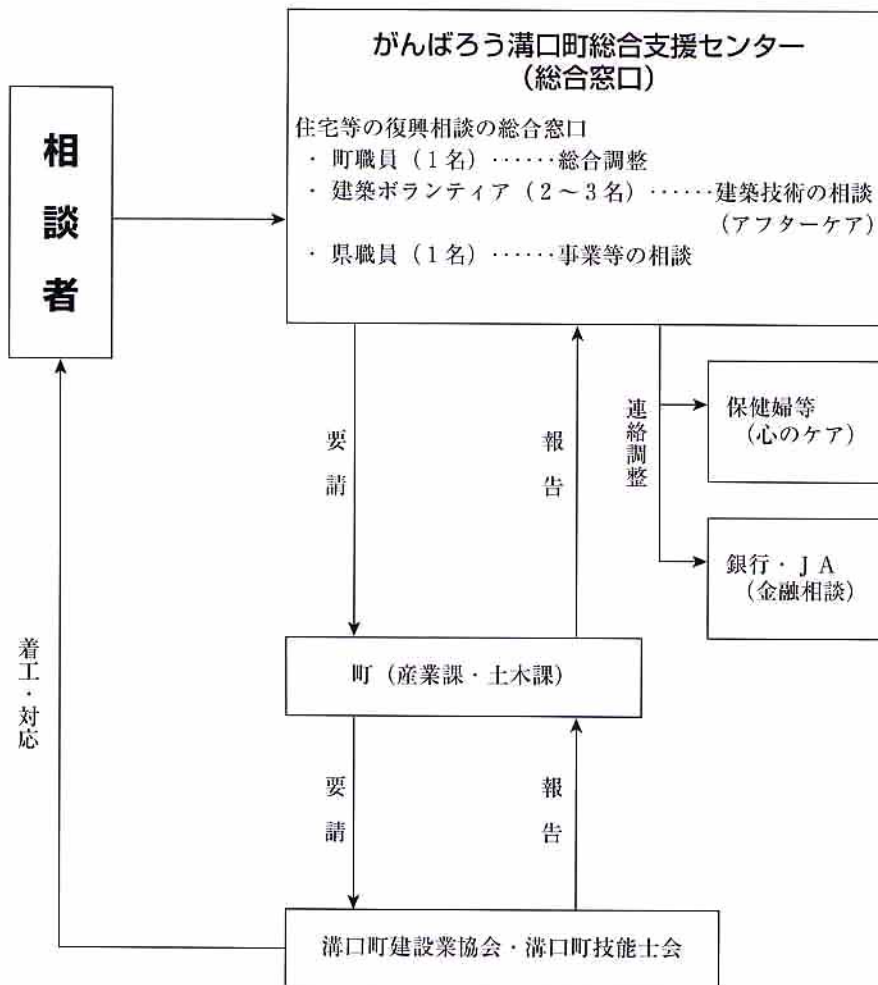


▲溝口町災害対策本部を訪れた片山鳥取県知事 (平成12年10月8日撮影)

第2章 総合支援センター等の立ち上げ

鳥取県西部地震により、物心ともに大きな被害を受けた溝口町。

住民生活の復興支援を緊急課題と捉え、「がんばろう溝口町！」を旗印に、給付金事業のほか、ひとり暮らし世帯を対象にしたメンタルケアを盛り込んだ、総合支援センターを立ち上げ、相談窓口の一本化と住民からの要望への即応体制を図った。



がんばろう

溝口町!!



みんなで力を合わせて
1日も早く もとの生活に
なるよう頑張りましょう。



この度の、震災に遭われてお困りの方は
がんばろう溝口町総合支援センター ☎ (0859) 62-0711
までお気軽にご相談ください。

「がんばろう溝口町！」緊急支援事業（鳥取県西部地震緊急対策）

（背景）

平成12年10月6日に鳥取県西部を中心とした地震（鳥取県西部地震）により、町民の多くが物心ともに大きな被害を受けた。

今後、住民の不安を払拭し、元気な溝口町に復興するため、町民への緊急的な支援措置を図る。

（事業概要）

1 緊急給付金事業

全町民（世帯）を対象にし、被災者復興給付金を定額で50千円給付する。

2 行政支援体制緊急調査事業

ア 住民要望に対する緊急調査を行い、被災後の行政支援に対する総合指針を作成する。

イ 独居世帯を対象にした被災後のメンタルケア調査及び訪問等を実施し、元気で暮らす事ができる環境づくりを総合的に支援する。

3 家屋再建支援事業

中規模以上の被災家屋を対象にして、別に定める被災程度により再建支援を助成する。

4 農林関係補助事業対象外費用支援事業

(1) 集落内農業施設・道路等復興支援事業（国、県等の補助事業は除く）

集落内の復興に関連し、集落内の水路、農道（石垣崩壊復旧を含む）、林道などの復旧に関するもの。

(2) 既存補助事業特別措置

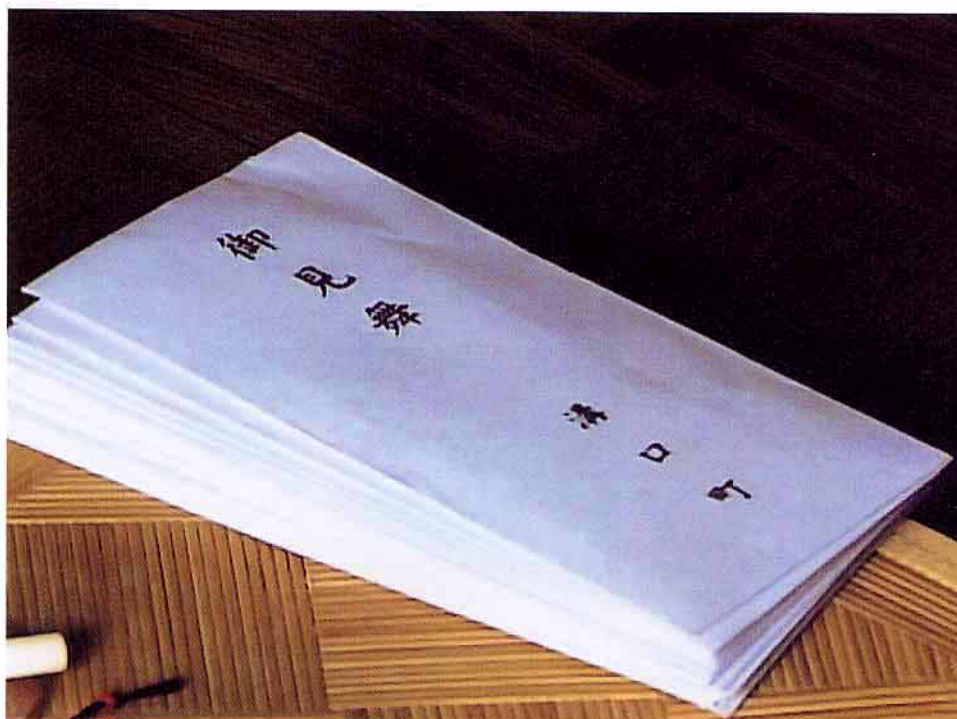
地震被害が多かった農林業の緊急復興を支援するため、既存農林事業等の負担を別に定める範囲で町が助成する。

（事業費）

約250,000千円



▲総合支援センターを訪れ相談する町民（平成12年10月14日撮影）



▲町内全世帯へ見舞金「5万円」配布（平成12年10月14日撮影）

平成12年10月6日鳥取県西部地震 溝口町震災復興対策室の設置

1 被災者の復興に対する総合的な対策業務を行なうため、臨時的に震災復興対策室を設置し、被災者の復興に万全を期するものとする。

2 復興に向けての主たる事務事業等

(震災復興対策室対応)

(主 管)

- | | |
|--------------------------|---------|
| (1) 震災復興に関しての全般的な調整業務 | 震災復興対策室 |
| (2) 単町緊急給付金事業（見舞金50千円事業） | 震災復興対策室 |
| (3) がんばろう溝口町総合支援センター事業 | 震災復興対策室 |
| (4) 県住宅復興補助事業 | 震災復興対策室 |
| (5) 単町住宅復興補助事業 | 震災復興対策室 |
| (6) 単町集落内農業施設、道路等復興支援事業 | 震災復興対策室 |
| (7) 住宅診断関係事務 | 震災復興対策室 |
| (8) 避難者対策事務 | 震災復興対策室 |
| (9) 全般にわたる災害状況の記録保存 | 震災復興対策室 |
| (10) 二次災害対応 | 震災復興対策室 |
| (11) 他の課、局等に属さない震災復興対策 | 震災復興対策室 |

(各関係課、局対応)

- | | |
|--|---------|
| (12) 国・県・町の高齢者向各種生活支援制度並びに福祉保健関係事務事業 | 福祉保健課 |
| (13) 県見舞金等制度 | 福祉保健課 |
| (14) 災害救助法 | 福祉保健課 |
| (15) 被災者生活再建支援制度 | 福祉保健課 |
| (16) り災証明発行関係事務 | 住民課、総務課 |
| (17) 既存補助事業特別措置事業 | 産業課 |
| (18) 農地、農業用施設、林道、治山等災害復旧事業 | 産業課 |
| (19) 町営住宅新築事業 | 土木課 |
| (20) 公共土木施設等災害復旧事業 | 土木課 |
| (21) 災害廃棄物等処理事業 | 生活環境課 |
| (22) 上下水道等災害復旧事業 | 生活環境課 |
| (23) 震災復興に関して町民に対するPR | 情報課 |
| (24) 礼状発送（義援金、書簡、電話、来庁、支援物資提供、ボランティア等） | 出納室、企画課 |
| (25) 各公共施設災害復旧事業 | 関係各課・局 |
| (26) その他 | 関係各課・局 |

3 復興対策室は、平成12年11月1日から発足予定。

4 震災復興対策室の組織

総務課長兼務

溝口町震災復興対策室	
室長（兼務）	1名
主査（兼務）	2名
室長補佐（兼務）	1名
主事（兼務）	2名

5 現在の災害対策本部の組織は、当分間存続する。今後の実施的、具体的な復興対策は震災復興対策室並びに関係各課、局で震災対策にあたるものとする。

6 各課、局との連携について

震災復興対策室及び各課、局との連携は、今後の復興対策にとって非常に重要である。町民等の1日も早い震災復興を目指し、常時密接な連絡協力を図り、いやしくも事務事業が停滞することのないよう努めるものとする。

7 その他

第3章 溝口町の税など減免の取扱

- 町県民税
- 国民健康保険税

適用される要件	減免される額		
<p>●町県民税 鳥取県西部地震及びその余震により、自己（控除対象配偶者又は扶養親族を含む。）又は同居の親族の所有する住宅が半壊又は全壊し、かつ、前年中の合計所得金額が、1,000万円以下である場合。</p> <p>●国民健康保険税 鳥取県西部地震及びその余震により、世帯主及び当該世帯に属する被保険者（以下「納税義務者等」という。）の所有する住宅が半壊又は全壊し、かつ、前年中の納税義務者等の合計所得金額が、1,000万円以下である場合。</p>	次のとおり前年の合計所得金額に応じて減免する。		
	損害程度	減免の割合	
	合計所得金額	2/10以上 5/10未満 (半壊)	5/10以上 (全壊)
	500万円以下	2分の1	全 部
750万円以下	4分の1	2分の1	
750万円超	8分の1	4分の1	

町県民税の減免状況（平成12年度実績）

減免対象件数	当初年税額額	減免額	差引年税額
286件	24,481,300円	5,827,400円	18,653,900円

国民健康保険税の減免状況（平成12年度実績）

減免対象件数	当初年税額額	減免額	差引年税額
137件	21,755,800円	5,742,900円	16,012,900円

●固定資産税

1. 土地

損害の程度	軽減又は減免の割合
被害面積が当該土地の面積の10分の6以上であるとき。	全部
被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満であること。	10分の6
被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満であること。	10分の4

2. 家屋

損害の程度	軽減又は減免の割合
全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないとき、又は主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の5以上の価値を減じたとき。	全部
屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の10分の2以上10分の5未満の価値を減じたとき。	10分の5
当該家屋の価格の10分の2未満の価値を減じたとき	10分の1

3. 償却資産

2に準ずる。

固定資産税の減免状況（平成12年度実績）

減免対象件数	当初年税額額	減免額	差引年税額
1,946件	79,892,000円	9,506,400円	70,385,600円

震災に関する各種制度該当件数

平成13年8月27日現在

県見舞金		災害義援金		応急修理		高齢者等生活支援		被災者生活再建		災害援護資金	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
220	4,400,000	219	27,990,000	19	4,998,935	133	13,038,890	38	17,428,000	13	31,800,000
全壊・半壊20,000円		全壊240,000円（37件） 半壊105,000円（182件）		予算額 5,000,000円		予算額 15,000,000円				予算額 35,000,000円	

震災に係る介護保険料及び利用者負担減免該当者数

平成13年8月27日現在

保険料全額免除		保険料半額免除		利用者負担全額免除 (人数)	利用者負担半額免除 (人数)
人数	金額	人数	金額		
42	334,950	235	1,020,840	14	36

第4章 震災復興支援事業

(1) 溝口町家屋等再建支援事業

鳥取県西部地震により、町内で1,000件以上の住宅が被災しており、住民の住宅再建支援要望が非常に多い。そこで、被災した住宅（現に人が生活している建物に限り、付属屋等を除く。以下同じ。）の機能回復及び被害回避費用等について緊急に対処するため支援措置を行った。

1 住宅建設（被災住宅に替わる住宅の建設経費）

原則として母屋の新築又は既存の母屋面積の5割以上の建替え経費

- ・補助金の限度額 3,000千円
- ・負担割合 県2/3 町1/3
- ・**町単独事業** 年収2,500千円以下の世帯に対し1,000千円を上乗せ補助

2 住宅補修（被災住宅の被災部分の補修経費）

原則として母屋の補修及び既存の母屋面積の5割未満の建替え経費
（補助対象部分は、被災に係る部分のみとする）

- ・補助金対象事業限度額 1,500千円
（対象事業費100千円以上単独事業は50千円以上）
（1,500千円までの場合）
負担割合 500千円までは県1/2 町1/4 本人1/4
500千円超は県1/3 町1/3 本人1/3
- ・**町単独事業** 年収2,500千円以下の世帯に対する負担割合
500千円までは県2/4 町3/8 本人1/8
500千円超は県1/3 町3/6 本人1/6

（500千円以下の場合）

- 負担割合 県4/8 町2/8 本人2/8
- ・**町単独事業** 年収2,500千円以下の世帯に対する負担割合
県4/8 町3/8 本人1/8とする

3 石垣、擁壁補修

石垣、擁壁の崩壊により、自己又は他の者の住宅等建物に被害を及ぼすと認められる場合及び地域住民の生活に支障をきたすと認められる場合。

- ・補助金対象事業限度額 1,500千円
（対象事業費100千円以上単独事業は50千円以上）

- ・負担割合 県2/6 町2/6 本人2/6
- ・**町単独事業** 年収2,500千円以下の世帯に対し上乗せ補助
県2/6 町3/6 本人1/6

4 集会所の補修（町単独事業）

- ・補助金対象限度額 1,500千円（対象事業費100千円以上）
- ・負担割合 町1/2 地元1/2

5 集会所の石垣、擁壁補修（町単独事業）

- ・補助金対象限度額 800千円（対象事業費100千円以上）
- ・負担割合 町1/2 地元1/2

6 墓地（敷地、石垣、墓道）の補修（町単独事業）

- ・補助金対象限度額 800千円（対象事業費100千円以上）
- ・負担割合 町1/2 地元1/2

(2) 農林業復興支援事業

(事業概要)

今回の鳥取県西部地震において、国及び県が被災者支援を目的として既存及び新規補助事業が予定されている。

溝口町としては、早期復興及び被災者住民の負担軽減を目的として、これらの補助対象とならない事業における住民負担を次により支援した。

1. 個人農地被害（世帯単位とする）

- ・水田復旧事業
助成率 1/2
免責額 1世帯当たり100千円
助成限度額 1世帯当たり200千円
- ・水田以外の農地については、町長が特に必要と認めたものに限る。

2. 共同施設被害

- ・農道、水路、林道等復旧事業
助成率 1/2
免責額 1件当たり100千円
助成限度額 1件当たり200千円



震災復興支援事業のお知らせ

—溝口町—

鳥取県西部地震により、被災されました町民の皆様にご心からお見舞い申し上げます。
このたびの震災に対しての復興支援事業をお知らせします。

1 溝口町家屋等再建支援事業（対象者 居住する住宅の所有者又は世帯員）

対象事業	対象事業費	補助限度額	申請期限
住宅建設事業	◎被災住宅に替わる住宅の建設経費 原則として母屋の新築又は既存の母屋の面積の5割以上の建替えに係る経費	300万円を補助。 補助限度額300万円 年収250万円以下の世帯には、100万円を上乗せ補助。 補助限度額400万円	平成14年10月5日までに申請し、平成15年10月31日までに完成すること。
住宅補修事業	◎被災住宅の被災部分の補修経費 対象事業限度額150万円 原則として母屋の補修及び母屋の面積の5割未満の建替えに係る経費（補助対象部分のみとする。） ・日常生活する家屋（離れ）、風呂・便所 ・敷地内の給排水工事 ・電気、ガス工事 についても対象とする。 ○10万円を超える事業費 年収250万円以下の世帯は、5万円を超える事業費	対象事業費50万円以下については、3/4の補助。 50万円を超え150万円までは、2/3を補助。 補助限度額104万2千円 年収250万円以下の世帯には、対象事業費50万円以下については、1/8を上乗せ補助。 50万円を超え150万円までは、1/6を上乗せ補助。 補助限度額127万1千円	平成13年10月5日までに申請し、平成14年10月31日までに完成すること。
石垣、擁壁補修事業	◎石垣、擁壁の崩壊により、自己の住宅又は他の者の住宅等建物に被害を及ぼすと認められる場合及び地域住民の生活に支障をきたすと認められる（道路、水路等）場合の補修等経費 補助対象部分は被災に係る面積部分の復旧工事費 ○10万円を超える事業費 年収250万円以下の世帯は、5万円を超える事業費	対象事業費150万円以下で、2/3の補助。 補助限度額100万円 年収250万円以下の世帯には、1/6を上乗せ補助。 補助限度額125万円	
集会所補修事業	◎地区の集会所の被災部分の補修経費 ○10万円を超える事業費	対象事業費150万円以下で、1/2の補助。 補助限度額75万円	
集会所の石垣擁壁補修事業	◎石垣、擁壁の崩壊により、集会所の建物に被害を及ぼすと認められた場合の補修経費 ○10万円を超える事業費	対象事業費80万円以下で、1/2の補助。 補助限度額40万円	
墓地（敷地、石垣、墓道）の補修事業	◎墓地（敷地、石垣、墓道）の被災部分の補修経費 ※墓石、燈ろう等は除く。 ○10万円を超える事業費	対象事業費80万円以下で、1/2の補助。 補助限度額40万円	

2 溝口町農林業復興支援事業（補助災害復旧事業の対象を除く）

対象事業	対象事業費	補助限度額	申請期限
農地復旧事業	◎被災した農地の復旧事業費 1世帯について10万円を超える事業費	対象事業費40万円以下で、1/2の補助。 補助限度額20万円	平成13年10月5日までに申請し、平成14年10月31日までに完成すること。
農林業共同施設復旧事業	◎被災した共同施設（農道、水路、林道等） 1件について10万円を超える事業費	対象事業費40万円以下で、1/2の補助。 補助限度額20万円	

3 申請の時にもってきていただくもの

- ・ 印鑑
- ・ 工事見積書（既に工事を完了された方は、領取書又は請求書、被害状況のわかるもの）
- ・ 農林業復興支援事業の場合は、施工方法及び工事見積書並びに申請地のわかる見取図等
- ・ 所得証明（年収250万円以下の世帯のみ）

詳細については、震災復興対策室（TEL 6 2 - 0 7 1 1）へお問い合わせください。

受付は、飯庁舎第一会議室（2階）で

11月15日（水）から毎日午前8時30分～午後7時まで

※土・日・祝日を含む

住宅等震災復興支援事業の状況

(2002年12月19日現在)

項目	申請件数	合計額	完了件数	合計額	残件数	合計額
住宅建設 (通常)	24	72,000	20	60,000	4	12,000
住宅建設 (加算)	21	84,000	19	76,000	2	8,000
住宅補修 (通常)	835	488,940	235	488,940		
住宅補修 (加算)	219	146,855	219	146,855		
石垣等 (通常)	94	58,392	94	58,392		
石垣等 (加算)	40	30,597	40	30,597		
集会所補修	24	6,077	24	6,077		
集会所石垣	9	3,001	9	3,001		
井戸補修	2	433	2	433		
墓地補修	58	16,950	58	16,950		
小計	1,326	907,245	1,320	887,245	6	20,000
農地	56	4,655	56	4,655		
農林業 共同施設	20	2,952	20	2,952		
小計	76	7,607	76	7,607		
合計	1,402	914,852	1,396	894,852	6	20,000



▲復興へ向けて開設された震災復興対策室（平成12年11月1日撮影）

復興した公共施設



▲復興した新庁舎と中央公民館全景（平成14年9月27日撮影）



▲新庁舎事務室（平成14年2月5日撮影）



▲議場（平成14年2月5日撮影）



▲中央公民館会議室（平成14年9月27日撮影）

震災復興支援事業により復興した建物等



溝口町畑池地内

▲住宅建設事業で復興された住宅（平成13年5月9日撮影）



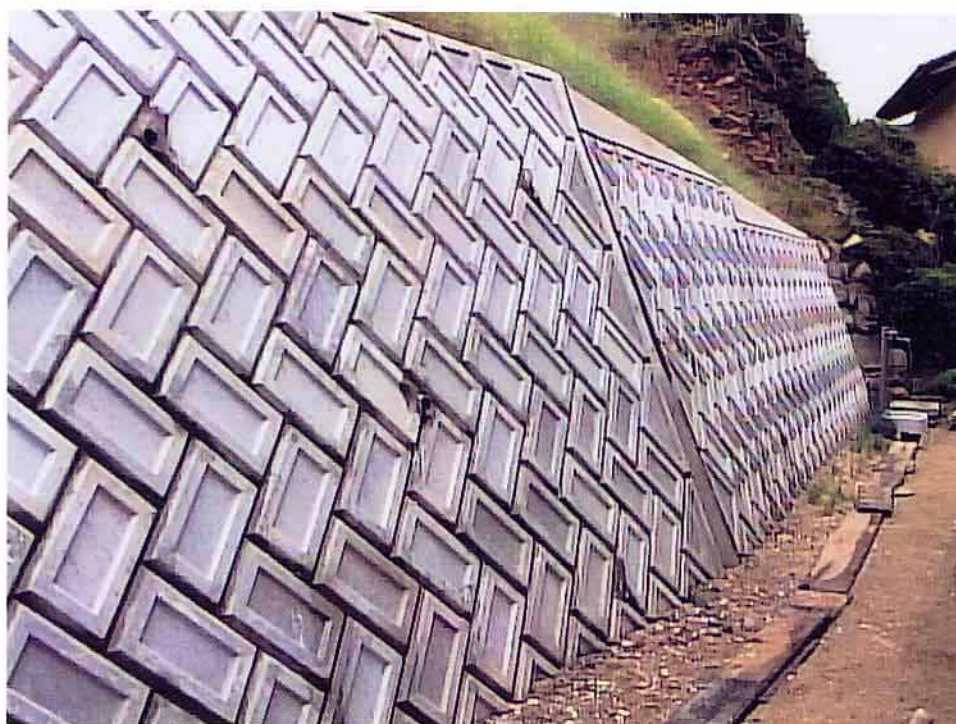
溝口町大江地内

▲住宅建設事業で復興された住宅（平成13年8月7日撮影）



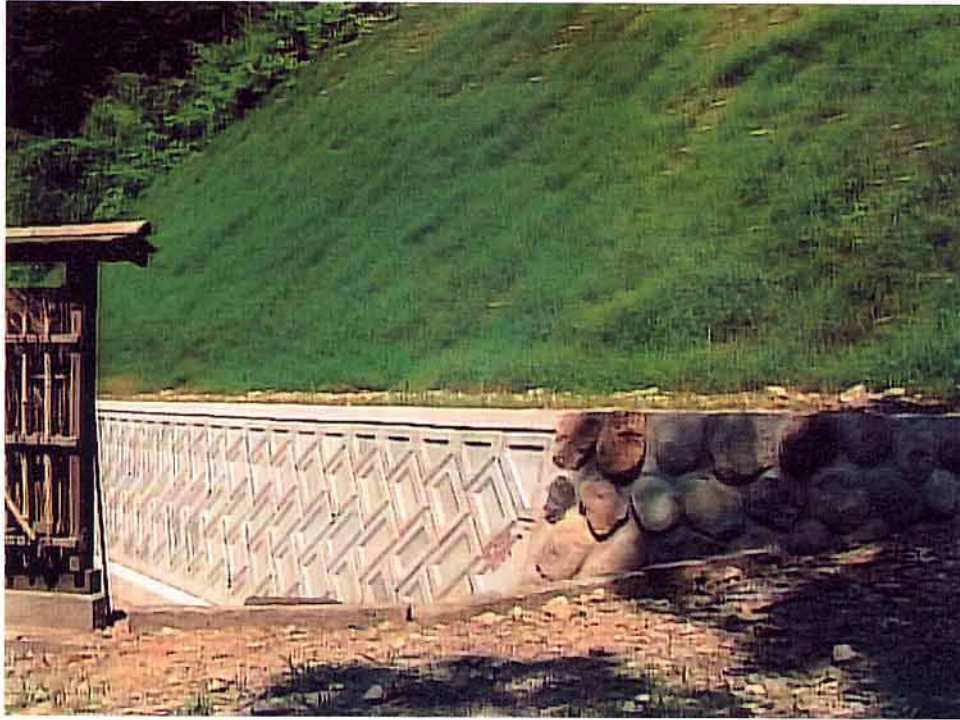
溝口町畑池地内

▲住宅建設事業で復興された住宅（平成13年3月21日撮影）



溝口町福岡地内

▲石垣・擁壁補修事業で復興されたブロック積（平成14年11月26日撮影）



溝口町父原地内

▲石垣・擁壁補修事業で復興されたブロック積（平成14年5月9日撮影）



溝口町二部地内

▲墓地の補修事業で復興された石積（平成13年8月1日撮影）



溝口町福岡地内

▲農地復旧事業で復興された水田（平成14年5月9日撮影）

第5章 溝口町議会の対応状況

平成12年10月6日午後1時30分	地震発生、震度6弱、マグニチュード7.3
平成12年10月7日	地震の被害状況の全員協議会を開催し、町長から被害状況の報告を受ける。
平成12年10月13日	地震災害報告とがんばろう溝口町緊急支援事業についての全員協議会の開催。 町長から震災復興応急事業について説明を受け専決処分することについて了承する。
平成12年10月16日	各常任理事会で震災の現地調査を行う。調査結果により町長に要望する。
平成12年10月26日	溝口町議会臨時会開会 鳥取県西部地震溝口町震災復興調査特別委員会設置（8人） 溝口町役場庁舎建設調査特別委員会設置（7人） 復興対策に関する決議を行う。 溝口町家屋再建事業案の説明を町長から受ける。
平成12年11月27日	溝口町議会臨時会開会 溝口町役場庁舎建設に関する決議を行う。

鳥取県西部地震溝口町震災復興調査特別委員会

第1回	平成12年11月6日	震災被害状況について
第2回	平成12年11月12日	溝口町家屋等再建支援事業について 溝口町農林業復興支援事業について
第3回	平成12年11月21日	震災復興予算について
第4回	平成12年12月15日	溝口町税などの減免・罹災状況について
第5回	平成13年6月15日	震災被害状況・復興状況について
第6回	平成13年11月15日	震災被害状況・復興状況について
第7回	平成14年9月18日	震災被害状況・復興状況について
第8回	平成14年12月17日	震災被害状況・復興状況について

溝口町役場庁舎建設調査特別委員会

第1回	平成12年10月31日	庁舎建設について（財政状況・基本構想）
第2回	平成12年11月8日	庁舎建設経過について（趣意書）
第3回	平成12年11月19日	趣意書に対する意見について
第4回	平成12年12月6日	庁舎視察について（鳥取県岩美町・日野町）
第5回	平成12年12月13日	庁舎の概略構想について
第6回	平成12年12月19日	庁舎の基本構想について
第7回	平成12年12月27日	庁舎の基本構想について
第8回	平成13年1月6日	庁舎の基本構想について
第9回	平成13年1月18日	庁舎の基本構想について
第10回	平成13年2月19日	庁舎の基本構想について
第11回	平成13年4月26日	庁舎建設スケジュールについて
第12回	平成13年8月1日	庁舎建設工事（内装工事・現地説明）
第13回	平成13年8月29日	庁舎建設工事について（予算関係）
第14回	平成13年11月15日	庁舎建設工事について（内装関係）
第15回	平成14年1月22日	庁舎建設工事について（進捗・現地視察）
第16回	平成14年3月7日	中央公民館改修工事について（進捗関係）
第17回	平成14年5月20日	中央公民館改修工事について（進捗関係）
第18回	平成14年6月14日	中央公民館改修工事について（補正関係）
第19回	平成14年8月20日	中央公民館改修工事について（現地視察）

第6章 震災復興事業費一覧表

(2003年1月15日現在) (単位：千円)

事業名	決算額及び 決算見込額	国庫支出金	県支出金	災害復旧 過疎債	市町村資金	その他	一般財源
避難所等支援事業	3,386		2,775				611
緊急給付金事業	75,250					75,250	
有線放送施設災害復旧 事業	9,623			8,500		114	1,009
鳥取西部地震対策本部 事業	3,109						3,109
高齢者等生活支援事業	13,039		6,519				6,520
住宅応急修理等支援事 業	4,999		4,999				
災害援護資金貸付事業	31,825					31,800	25
災害廃棄物処理事業	377,269	76,065	102,502		171,400		27,302
県単独治山事業	55,882		29,250		6,500	3,371	16,761
家屋等再建支援事業	907,245		491,809		336,000	70,000	9,436
農林業復興支援事業	7,607				6,000		1,607
簡易水道・下水道繰出 金	24,668						24,668
老人の家復旧事業	5,565		3,710				1,855
住宅管理費	1,113						1,113
公民館改修事業	6,118						6,118
庁舎等建設事業	1,354,673			1,163,900	121,400	60,700	8,673
仮庁舎設置事業	17,417			16,900			517
新庁舎設置事業（庁舎 解体、設計等）	52,395			21,400		17,985	13,010
土木施設災害復旧事業	177,193	87,507		43,600	30,000		16,086
農林水産業施設災害復 旧事業	467,872		348,730	2,100		8,758	108,284
文教施設災害復旧事業	107,436	46,165		39,900			21,371
公共施設災害復旧事業	37,923		8,653	27,700			1,570
職員時間外手当等	29,771	18,813					10,958
合 計	3,771,378	228,550	998,947	1,324,000	671,300	267,978	280,603
構成比	100%	6.1%	26.5%	35.1%	17.8%	7.1%	7.4%